



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年3月31日(火)		岐阜県発表資料	
担当課	担当係	担当者	電話番号
議会事務局議事調査課	政策法務係	辻川	内線 9137 直通 058-272-8719 FAX 058-278-2802

「岐阜県文化芸術振興基本条例の一部改正(案)」に対する 県民意見募集(パブリック・コメント)について

県では、平成20年7月に議員提案により「岐阜県文化芸術振興基本条例」を制定し文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力にあふれた地域社会の実現を目指しています。

本県が文化イヤーと位置付けた令和6年度には、清流の国ぎふ総文2024(全国高等学校総合文化祭)や「清流の国ぎふ」文化祭2024(国民文化祭/全国障害者芸術・文化祭)をはじめ、多彩な事業に取り組んできましたが、この文化イヤーの取組を一過性に終わらすことなく、高齢者や障がい者をはじめとした多様な人々が文化芸術活動に参加でき、その振興が一層図られるよう、条例改正に向けた検討を進めてきました。

このたび、条例の改正案がまとまりましたので、県民の皆様からのご意見を募集いたします。

記

1 意見の募集対象

「岐阜県文化芸術振興基本条例の一部改正(案)」

2 意見の募集期間

令和8年4月2日(木)から5月1日(金)まで

※郵送の場合は5月1日消印有効、FAX・電子メールの場合は5月1日必着

3 条例(案)の閲覧方法

(1) インターネット(岐阜県議会ホームページ)

岐阜県議会

web 検索

岐阜県議会トップページ(新着情報) > 岐阜県文化芸術振興基本条例の一部改正(案)に対する県民意見(パブリック・コメント)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/gikai/489252.html>

(2) 印刷物

- ・県庁(1階 情報公開・行政相談窓口前)
- ・県議会棟(2階 議会事務局議事調査課)
- ・各県事務所(西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃西部、恵那、飛騨の各総合庁舎)

※閲覧時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び担当者の氏名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、「岐阜県議会事務局議事調査課」へ提出してください。

岐阜県議会事務局 議事調査課 政策法務係 行

- ・ 郵送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・ FAX：058-278-2802
- ・ 電子メール：c12160@pref.gifu.lg.jp

【留意事項等】

- ・ メールの場合は件名を「岐阜県文化芸術振興基本条例の一部改正案に対する意見」としてください（郵送の場合は、封筒に件名を記入してください）。
- ・ 「意見提出用紙」は、岐阜県議会ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・ 連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・ 電話又は口頭によるご意見の提出は、ご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご意見は、日本語で記載してください。
- ・ 提出いただいたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・ 個人情報につきましては、岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県 議会事務局 議事調査課 政策法務係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

電話番号：058-272-8719

F A X：058-278-2802